

事業所・飲食店向け



2020年4月から

事業所、飲食店など多くの施設において

屋内は原則禁煙になりました

改正健康増進法が2020年4月1日より全面施行されております。

ご存じですか?

POINT 1	20歳未満の方は喫煙エリアへの立ち入りが禁止	POINT 2	屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要	POINT 3	喫煙室には標識掲示が義務付け	
-------------------	-------------------------------	-------------------	--------------------------	-------------------	-----------------------	---

※標識は厚生労働省の☒からダウンロードできます


改正健康増進法では、原則屋内禁煙となります。

しかし、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。

喫煙室を設ける場合は、施設のタイプによって設置可能な喫煙室が異なります。

◆喫煙が可能となる4タイプの喫煙室について

各種喫煙室	喫煙専用室	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙目的室	喫煙可能室
の種別	○たばこの喫煙が可能 ×飲食等の提供不可	△加熱式たばこに限定 ○飲食等の提供可能	○たばこの喫煙が可能 ○飲食等の提供可能	○たばこの喫煙が可能 ○飲食等の提供可能
な設置可能事業者	一般的な事業者が適合	経過措置 一般的な事業者が適合	特定事業目的施設に限定	経過措置 既存特定飲食提供施設*に限定
各標識				



小さなお子さまを連れただご家族での施設利用の際は、ご注意ください

20歳未満の方については、喫煙エリアへは立ち入り禁止となります。ご家族での施設利用の際はご注意ください。

事業者の皆さまへ

20歳未満の従業員も立ち入ることはできません。万一、20歳未満の方を喫煙エリアに立ち入らせた場合、施設の管理者は義務違反の対象となります。

※既存特定飲食提供施設とは

- ◆条件1 2020年4月1日時点で営業している飲食店であること
- ◆条件2 資本金5,000万円以下であること
- ◆条件3 客席面積100㎡以下であること

上記3つの条件を満たしている事業者の該当施設に限り、既存特定飲食提供施設として、「喫煙可能室」の設置を選択することができます。

「喫煙可能室」設置を希望される事業者は、所在地の保健所に届出を提出してください



たばこの煙が出ないように整備が必要です

喫煙室以外の場所にたばこの煙が流れないように、専用の喫煙室を設ける場合は、流出防止に係る要件が定められています。

改正健康増進法について、より詳しい情報は以下のWebサイトでご確認ください。

厚生労働省
特設サイト



厚生労働省
(法令など
掲載ページ)



京都府の
受動喫煙
防止対策



問い合わせ先

所在地の保健所にご連絡ください

※京都市内の施設については、TEL 075-746-6794の専用窓口までお問い合わせください。

乙訓保健所 TEL 075-933-1153
山城北保健所 TEL 0774-21-2192

山城南保健所 TEL 0774-72-0981
南丹保健所 TEL 0771-62-4753

中丹西保健所 TEL 0773-22-6381
中丹東保健所 TEL 0773-75-0806
丹後保健所 TEL 0772-62-4312